

熊本城公園における催事開催に係る使用料の減免に関する要綱

制定 令和 7年 3月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号。以下「条例」という。）第21条第1項に基づき、熊本城公園における条例第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し（以下「催事」という。）に係る使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免の基準)

第2条 減免の対象となる使用者（条例第2条第1項第3号及び第4号に規定する使用許可を受けた者をいう。以下同じ。）、減免の対象となる催事、減免の程度その他の使用料の減免の基準は、都市公園使用料に係る減免要綱（平成12年10月6日制定）の規定にかかわらず、別表に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が使用料の減免をすることが不適當と認める行為をする場合は、減免しない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

基準	減免の対象となる使用者	減免の対象となる催事	具体的事例	減免の程度
1	(1) 熊本市及び熊本県 (2) 熊本市又は熊本県と共催する団体	地方公共団体の事業又は行事による使用	熊本市主催の大会・イベント	使用料の全額